

事務連絡
令和8年6月5日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

地域医療支援病院の業務報告書の提出方法について

平素より、医療行政につきまして、格別の御配慮をいただき感謝申し上げます。

地域医療支援病院の業務報告書については、医療法（昭和23年法律第205号）第12条の2に基づき、各都道府県において、毎年、10月5日までに医療機関からの提出を受け、報告書の内容を公表することとされております。

今般、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）の改正（令和8年4月1日施行）により、各都道府県への業務報告書の提出が、電磁的方法の利用又は書面に限ることとされたところです。

令和8年度につきましては、6月12日より、医療機関等情報支援システム（Gathering Medical Information System：G-MIS）による報告を開始いたしますので、その旨御了知の上、管内の地域医療支援病院宛て御周知いただきますようお願い申し上げます。

【担当者】

厚生労働省医政局地域医療計画課

03-5253-1111（内線 2663）

E-mail tiiki-iryoku_hp@mhlw.go.jp